

議案第40号

新居浜市水防条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市水防条例の一部を改正する条例

新居浜市水防条例（昭和24年公布）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「20人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

増加傾向にある局地的な水災害等を踏まえ、必要に応じた組織体制で調査、審議等を行うことができるよう水防協議会委員の定数を改めるため、本案を提出する。